

金融団体による環境及び持続可能な開発に関する 国連環境計画（UNEP）宣言 （1997年5月修正）

現在及び未来の世代の利益を公平に保つため、持続可能な開発は経済社会発展と環境保護間の建設的な相互作用にかかっていると、金融サービス業界に属する我々は認識するものである。更に、持続可能な開発とは政府、実業、個人共通の責任である理解し、我々は、これらグループと共に、市場構造枠内で、共通の環境目標に向かって協力し合っていくことを公約する。

1. 持続可能な開発に関する公約

- 1.1 我々は、持続可能な開発を健全な事業経営の基本的要素とみなす。
- 1.2 持続可能な開発を実現させる最高の方法は、適切な費用効果的法規及び経済的手段の枠内で市場を機能させることであると、我々は信ずる。全ての国の政府には、長期にわたる共通の環境優先事項とその価値を把握し実施していく指導的役割がある。
- 1.3 金融サービス部門は、他の経済部門と協力することにより、持続可能な開発の重要な貢献者たる我々は考える。
- 1.4 持続可能な開発は、法人の公約であり我々が健全な市民意識をもって行動することに掛かっていると認識する。

2. 環境管理と金融団体

- 2.1 我々は、環境管理における、潜在的な環境悪化を予測予防する予防的方策を支持する。
- 2.2 我々の事業に適用できる地方、国、国際レベルの環境法規に従うことを約束し、環境的考慮をあらゆる市場において、活動、資産管理、又その他の事業決定に組み入れて行くよう努力する。
- 2.3 国内及び国際事業両方において、環境上のリスクを把握しその度合いを測定することはリスクを評価し管理するための通常過程の一つであると認識する。我々の取引先に関しては、企業が適切な環境法規に従っていること又環境上健全な方策を取っていることが効果的に企業管理が行われているのを示す重要な要素であると考え。

- 2.4 我々は、エネルギー効率、再生、廃棄物減少を含む環境管理に最善尽くすよう努力する。また、同じように高い環境基準を導入している共同事業者、供給者、下請け契約者と事業関係を結ぶよう努める。
- 2.5 我々は環境管理において、新しい展開を組み込むため定期的な実施方策を見直すつもりである。そして、当業界に対しこれら及びこれらに関係ある領域での研究に着手するよう奨励する。
- 2.6 我々は環境に関して定期的に内部での再検討を行い、我々の活動を環境目標に対し判定する必要性があると認識する。
- 2.7 我々は、環境保護促進となる製品及びサービスを開発するよう金融サービス分野に推進を促す。

3. 一般大衆の自覚及びコミュニケーション

- 3.1 我々は、金融団体に対し各自の環境政策宣言を作成し発表すること、又、環境的考慮が事業にすでに反映されている段階はどれほどであるかを定期的に報告するよう勧める。
- 3.2 我々の取引先が環境リスクを減らす自己の能力を強化させ、持続可能な発展を促進させることができるよう、必要に応じて、我々は取引先と共に情報を分かち合う。
- 3.3 環境に関する事項について、株主、従業員、取引先、政府、一般大衆を含む関係者に対し我々は隠すことなく共に対話を持つことを心がける。
- 3.4 我々は、国連環境計画（UNEP）に対し、できる限りにおいて、持続可能な開発に関する適切な情報を提供し、当宣言の原則を実行しその目標を追求して行く上で当業界の助けとなることを望むものである。
- 3.5 我々は、他の金融団体が当宣言を支持することを奨励する。最良の実施が広く行われるよう我々の経験と知識を彼等と分け合うことを公約する。
- 3.6 我々は UNEP と当宣言実施の成功を定期的に検討し、適切に修正する。

以下署名の我々は、上記宣言に述べられた原則を是認し、我々の方策と事業活動によって環境考慮と持続可能な開発が促進されていくよう行動することに努める。